

閣情第590号
平成27年6月3日

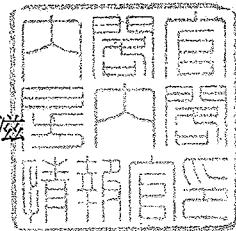
行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聰 様

内閣情報官

北村 滋



平成26年8月4日付け（同年8月5日受付）行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿・内閣情報調査室分）に綴られた文書（2014年7月1日～31日分））について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、本件開示請求は、法第11条を適用しており、平成26年10月3日付け閣情第683号で一部先行して開示しております。

記

1 開示する行政文書の名称

秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成26年7月1日～平成26年7月31日分（平成26年10月3日付け閣情第683号の行政文書開示等決定において開示した文書を除く。））

2 不開示とした部分とその理由

行政機関の電話番号、電子メールアドレス及びURLについては、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の

個人を識別することが可能となり、調査対象団体により人物を特定され、同人に対する調査対象団体による働きかけの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、所掌事務の性質上、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省における訓令の取扱いに関する具体的な内容が記載されている部分については、防衛省・自衛隊において対外的に公にしていない内容が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

公にしないことを前提とした国際機関とのやり取りの具体的な内容が記載されている部分については、公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。